2　法第十九条第一項の規定に基づく立入検査及び同条第五項の規定に基づく通知（同条第一項の規定に基づく立入検査に係るものに限る。）に関する経済産業大臣の権限は、同条第一項の工場、事業場、店舗、営業所、事務所又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附　則

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

○経済産業省令第四十八号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

経済産業大臣　二階　俊博

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「六人」を「八人」に改める。

第三十五条の見出しを「（消費者相談室）」に改め、同条第一項を次のように改める。

消費経済政策課に、消費者相談室を置く。

第三十五条第四項及び第五項を削る。

第二百二十八条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　経済産業省設置法第十二条第二項の規定により経済産業局に属させられた消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第九号に掲げる事務については、各経済産業局は、当該事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、その管轄区域以外の区域をも管轄することができる。

附　則

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。ただし、第三十四条第一項の改正規定は、平成二十一年十月一日から施行する。

○経済産業省令第四十九号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、経済産業省定員規則及び経済産業省定員規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

経済産業大臣　二階　俊博

経済産業省定員規則及び経済産業省定員規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（経済産業省定員規則の一部改正）

第一条　経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「四、二九三人」を「四、二六七人」に改め、同表資源エネルギー庁の項中「一、二六一人」を「一、二五六人」に改め、同表合計の項中「八、六五七人」を「八、六二六人」に改める。

（経済産業省定員規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　経済産業省定員規則の一部を改正する省令（平成二十一年経済産業省令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表本省の項中「四、三九二人」を「四、三六六人」に改める。

附　則

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

○経済産業省令第五十号

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）の施行に伴い、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

経済産業大臣　二階　俊博

経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一「特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）」の項を削る。

別表第二「特定商取引に関する法律」の項を削る。

別表第四「特定商取引に関する法律」の項及び「特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）」の項を削る。

別表第五「特定商取引に関する法律」の項を削る。

○国土交通省令第五十三号

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）及び消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十一年政令第二百十七号）の施行に伴い、旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、旅行業法施行規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

国土交通大臣　金子　一義

旅行業法施行規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（旅行業法施行規則の一部改正）

第一条　旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条から第二十七条の三までを次のように改める。

第二十四条から第二十七条の三まで　削除

第二十八条の二を削る。

第二十九条及び第三十条を次のように改める。

第二十九条及び第三十条　削除

第三十七条の五第一項第二号中「磁気ディスク等」を「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」に改める。

第四十一条第一項中「令」を「旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）」に改める。

第五十七条中「法第二十六条第三項」を「法第二十六条第五項」に改める。

第十六号様式を次のように改める。

附　則

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

○国土交通省令第五十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

国土交通大臣　金子　一義

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百四十条第一項中「百二十四人」を「百二十三人」に改める。

附　則

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。